

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

宮崎の復興を支えるみなとづくり

2. 地域再生計画の作成主体の名称

宮崎県

3. 地域再生計画の区域

日向市並びに児湯郡都農町及び新富町の全域並びに宮崎市の区域の一部（平岩港、都農漁港、富田漁港）

4. 地域再生計画の目標

平岩港及び都農漁港、富田漁港が所在する宮崎県の日向市と都農町、新富町は、県の中北部で近接しており、東に太平洋日向灘を臨み、西側の内陸部は九州山地に接している。また、大小の半島がリアス式海岸状に入り組んでいる沿岸部では黒潮の暖流の影響もあり、古くからイワシ、アジ、ブリ、フグ、ウニ等を対象とした定置網漁業やはえなわ、刺し網が営まれている。

平岩港は、日向市南端に位置し、小型船の基地として利用されている。隣接する小倉ヶ浜は、海水浴・磯遊び・サーフィンなどの海洋性レクリエーションが盛んで、若者を中心として賑わっており、全国的に有名な「ハマグリ基石」の材料であるチョウセンハマグリ産地の産地でもある。また、近隣の幸脇地区は、神武天皇東征御船出由来の地であることから、総合レクリエーション施設である「サンパーク日向」の温泉施設「お船出の湯」は多くの利用客で賑わっており、同施設内のレストランでは地元で水揚げされる新鮮な魚介類を用いた料理を目当てに訪れる利用客も多い。

しかしながら、当港湾の漁船は3トンクラスの小型船が中心であり、台風等の荒天時には、港内の静穏度が確保されないため、漁船の陸上への避難を余儀なくされており、一部の漁船は近隣の重要港湾である細島港へ避難をしている等、漁業活動に支障をきたしている。

都農漁港は、都農町の東部に位置し、同じ児湯地域の川南町で開催されている「トロントロン軽トラ市（130店舗程度の出店）」が口蹄疫の影響により開催が中止されていたが、終息後の開催においては2万人を越える大盛況となるなど、来場者からは地元で獲れる魚介類等の販売促進（地産地消）について望む声が高まっている状況である。

当漁港は、漁獲高が120トン、利用する漁業者が113人という地域密着型の漁港であり、5トン未満の小型漁船を中心に現在210隻が係留され、さらに19t型のマグロ漁船が新たに増える予定であり県中部の重要な漁港のひとつとして位置づけられている。

しかしながら、漁船の係留箇所の不足や港内の静穏度が十分に確保されていないこ

とにより細島港への避難など、漁業活動に支障をきたす問題を抱えている。

平岩港及び都農漁港は、避難港である細島港と離れており、一度避難した漁船が、それぞれの港に戻り、再び出漁するためには約3日を要するため、出漁機会や水揚げ高減少の一因となっている。一方、細島港においても避難船により、東九州における流通拠点としての機能に支障を来している。

富田漁港は、新富町と宮崎市の境界を流れる一ツ瀬川河口部に位置し、さわら等の刺し網漁が主体で、漁獲高が164トン、利用する漁業者が109人という地域密着型の漁港であり、一ツ瀬川河口部の両岸に位置する2つの漁協（一ツ瀬漁協、新富町漁協）が利用主体となって、県最大の消費地である宮崎市への重要な水揚げ港として発展している。

しかしながら、河口部に位置することにより流下土砂や漂砂が避けられず、航路の埋塞が恒常的に生じ、漁船におけるスクリュー損傷等の事故が年に20件程度発生している。

さらに、遊漁船が漁港区域内に130隻、一ツ瀬川河川区域内に135隻放置され、漁船の利用に支障をきたしている。

地域の水産業を支えている3港それぞれの課題を解消し、本来の機能を活かす必要があることから、港内静穏度の向上及び航路の安全確保、水揚げの効率化等を図る。これにより、漁業従事者の負担軽減、安定的な水産物供給体制の確立を推進し、地域の働く場づくり、経済的収益基盤の充実を目指すものである。

特に当該地域では、平成22年4月から8月までの間に口蹄疫が発生し、本県の畜産業や食品工業等の関連産業にとどまらず観光や物流など地域経済の様々な分野が被害を受けたところである。本計画の推進はこれらに対しても側面からの支援になり得るものであり、相当の波及効果が期待される場所である。

(目標1) ^{ひらいわ}平岩港、都農漁港の防波堤整備による避難回数の減少
(年間避難回数 5回→2回)

(目標2) ^{とんだ}富田漁港の航路の事故の低減
(船舶損傷事故の低減 23件→18件)

(目標3) ^{とんだ}富田漁港の放置艇の隻数の減少
(漁港及び周辺に不法に係留されている放置艇約60隻を計画期間内に解消する)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

各港の機能を向上させるため、平岩港において防波堤の整備、都農漁港においては泊地の整備や岸壁の延伸及び防波堤の改良、富田漁港においては防砂堤、航路・泊地の浚渫、プレジャーボート棧橋の整備を行うこととする。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

港整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

[施設の種類の事業主体]

- ・港湾施設（平岩港〈地方港湾〉） 宮崎県
- ・漁港施設（都農漁港、富田漁港〈ともに第一種漁港〉） 宮崎県

[整備量]

- ・港湾施設・・・外郭施設
- ・漁港施設・・・外郭施設、係留施設、水域施設

[事業期間]

- ・港湾施設 平成23年度～平成27年度
- ・漁港施設 平成24年度～平成27年度

[港整備交付金の総事業費]

- ・総事業費 1,225,000千円
 - 港湾施設 495,000千円（うち交付金 198,000千円）
 - 漁港施設 730,000千円（うち交付金 365,000千円）

5-3 その他の事業

周辺施設、各種イベントにおける海産物の供給、販売の促進を図り、ソフト面からも地域経済の復興、向上に取り組む。

6. 計画期間

平成23年度～27年度（5ヶ年）

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に4に示す数値目標に照らし状況を調査し評価する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし